

食品安全衛生管理法

2010年1月27日改正

2011年6月22日改正

2019年6月12日改正

第一章 総則

第1条

食品の衛生安全及び品質を管理し、国民の健康を保護するため、ここに本法を制定する。

第2条

本法でいう主務官庁とは、中央においては衛生福利主務官庁、直轄市においては直轄市政府（「直轄市役所」に相当）、県（市）では県（市）政府（「県庁、市役所」に相当）をいう。

第2-1条

全国の食品安全事務についての調整、監督、推進及び査察を強化するため、行政院は食品安全議会を設置するものとし、行政院院長が招集人を務め、関連する部会の長、専門家、学者及び民間団体の代表を招集して共同で組織する。職務は食品安全リスク評価及び管理措置について部会を跨いで調整し、食品安全衛生の警告及びチェック制度を構築し、少なくとも三か月に1回会議を開き、必要に応じて臨時会議を開催することができる。招集人は食品安全議会執行長として政務委員または部会の長から1名を指定し、中央主務官庁が幕僚事務を行うものとする。

各直轄市、県（市）政府は、食品安全議会を設置し、各直轄市、県（市）政府の長が招集人となり、その職務は食品安全衛生管理措置について局を跨いで調整し、少なくとも三か月に1回会議を開くこととする。

第1項の食品安全議会での決議事項について、各関連部会は実行すべきであり、行政院は四半期ごとに査定を追跡して対外的に公告し、毎年立法院へ提出する施政方針及び施政報告に盛り込むものとする。

第1項の食品安全議会の設立、任務、議事手続き及びその他遵守すべき事項

については、行政院がこれを定める。

第3条

本法における用語、定義は以下のとおり

1. 食品：人の飲食又は咀嚼に供される物品及びその原料をいう。
2. 特殊栄養食品：乳児とより月齢の高い乳児用調整補助食品、特定疾病用の食品及びその他中央主務官庁が許可した特殊栄養対象者へ提供される食品。
3. 食品添加物：食品の着色、調味、防腐、漂白、乳化、香りの増加、品質安定、発酵促進、稠度の増加、栄養強化、酸化防止又はその他必要な目的のために、食品に添加又は接触する単一又は複数の物質をいう。複数の食品添加物を使用した添加物は、中央主務官庁が許可した食品添加物からなるものに限られ、前述の許可された単一の食品添加物はいずれも中央主務官庁が許可した許可番号を有するものでなければならない。
4. 食品器具：食品又は食品添加物に直接接触する機械、工具又は器や皿をいう。
5. 食品容器又は包装：食品添加物に直接接触する容器又は包装物をいう。
6. 食品用洗浄剤：食品、食品器具、食品容器及び食品包装の消毒又は洗浄に直接使用する物質をいう。
7. 食品業者：食品又は食品添加物の製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出に従事する業者又は食品器具、食品容器、食品包装、食品用洗浄剤の製造、加工、輸入、輸出又は販売に従事する業者をいう。
8. 表示：食品、食品添加物、食品用洗浄剤、食品器具、食品容器又は包装上に、品名記載又は説明に用いる文字、図、記号又は付記する説明書をいう。
9. 栄養表示：食品容器又は包装上に記載する食品の栄養成分、含量及び栄養説明をいう。
10. 検査：チェック及び検査をいう。
11. 遺伝子組み換え：遺伝子組み換え又は分子生物技術を使用し、遺伝物質を幹細胞又は生物体に移転又は移植し、遺伝子組み換え現象を生じさせ、外来遺伝子の特性を表現させる、又は自身の特定の遺伝子を表現できないようにさせる関連技術をいう。ただし、伝統的育種、同科の種の細胞及びプロトプラストの融合、交配、突然変異誘発、体外受精、体細胞変異及び染色体倍加等の技術は含まない。
12. 加工助剤：食品又は食品原料の製造加工の過程において、特定の加工目的を達成するために使用し、食品原料又は食品容器具としてではない物質をいう。当該物質は最終産品において機能を生じず、その商品形式により食品が包装される前に食品中から除去すべきで、それは意図せず存在する可能性があり、避けることのできない残留物である。

第二章 食品安全リスク管理

第4条

主務官庁が採用している食品安全衛生管理措置は、リスク評価を基礎とするもので、国民が享有する健康、食品安全及び知的権利、科学証拠の原則、事前予防の原則、情報透明化の原則に符合するリスク評価と諮問体系を構築しなければならない。

前項のリスク評価は、中央主務官庁が食品安全、毒性とリスク評価等の専門家・学者及び民間団体を招集して食品リスク評価諮問議会を組織しなければならない。そのメンバーの単一性別は三分の一を下回ってはならない。

第1項の諮問体系は、食品衛生安全と栄養、遺伝子組み換え食品、食品広告表示、食品検査方法等について諮問議会を設立するものとし、食品安全、栄養学、医学、毒性学、リスク管理、農業、法律、人文社会の分野で関連する専門知識を有する学者を招集してこれを設立しなければならない。そのメンバー構成において単一性別の人数は三分の一を下回ってはならない。

諮問議会委員の議事の回避については、行政手続法第32条の規定を準用し、諮問議会の組織、議事、手続と範囲及びその他遵守すべき事項の弁法については、中央主務官庁がこれを定める。

中央主務官庁は重大又は突発性の食品衛生安全事件について、必要に応じて警告原則、リスク評価又は疫学の調査結果により、特定産品又は特定地区の産品について以下の管理措置を採ることを公告することができる。:

1. 輸入検査、製造及び加工の方法又は条件を制限又は停止。
2. 販売禁止、封印保存、期限を定めて回収、期限を定めて改善、没取廃棄。

第5条

各レベルの主務官庁は、科学的実証により、食品衛生安全監視制度を構築し、監視において食品衛生安全を害する恐れのある事件を発見した際に、自発的に検査し、また、早期警告を発し又は必要な管制措置を採らなければならない。

前項の自発的検査、早期警告発信又は必要な管制措置には、主務官庁が行うべき抜き取り検査、原料の出所追跡調査、産品ルートの追跡、検査結果の公布及び情報の開示、並びに食品業者に命じる自主的検査も含まれる。

第6条

各レベルの主務官庁は、食品に起因する又は感染症による中毒を分けた通報システムを構築しなければならない。衛生福利部食品薬物管理署又は衛生福利部疾病管制署がこれを主管し、食品中毒の疑いのある事件の通報を収集し、並びに受理するものとする。

医療機関が患者を診察する際に、食中毒の疑いを発見した場合、24時間以内に現地主務官庁に報告しなければならない。

第三章 食品業者による衛生管理

第7条

食品業者は自主管理を実施し、食品安全監視計画を定め、食品衛生の安全を確保しなければならない。食品業者は、その製品の原材料、半製品又は製品について、自ら又はその他検査機関（機構）、法人又は団体に委託して検査をしなければならない。

上場、店頭公開及びその他中央主務官庁が類別及び規模を公告する食品業者は、実験室を設置し、前項について自主的に検査しなければならない。

第1項で食品安全監視計画を定めるべきとされた食品業者の類別と規模、そして第2項で検査を実施すべきとされた食品業者の類別と規模、最低検査周期、及びその他関連事項については、中央主務官庁が公告する。

食品業者は產品に衛生安全を害する虞があることを発見した場合、直ちに自発的に製造、加工、販売を停止し、回収を実施するとともに直轄市、県（市）の主務官庁へ通報しなければならない。

第8条

食品業者の従業員、作業場、設備の衛生管理及びその品質保証制度は、いずれも食品良好衛生規範準則に符合しなければならない。

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者は、食品安全管制システム準則の規定に符合しなければならない。

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者は、中央又は直轄市、県（市）の主務官庁に登録申請して初めて営業することができる。

第1項の食品良好衛生規範準則、第2項の食品安全管制システム準則、及び前項の食品業者の登録申請の条件、手続、登録すべき事項と変更申請、登録の廃止、取消及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者は、衛生安全管理システム

の検証を取得しなければならない。

前項の検証は、中央主務官庁が認証した検証機関が実施しなければならない。認証の申請、取消と廃止の条件又は事由、検証の実施についての手数料徴収、手続、方法及びその他関連事項の管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 9 条

食品業者は製品の原材料、半製品及び製品の出所に関する書類を保存しなければならない。

中央主務官庁が類別と規模を公告した食品業者は、その産業モデルにより製品の原材料、半製品と製品の供給元及びルートの遡及又は追跡システムを構築しなければならない。

中央主務官庁は、食品の安全衛生及び管理し、食品の遡及又は追跡システムデータの正確性を確保するため、前項の業者についての遡及の必要性により、電子領収書の使用を段階ごとに公告しなければならない。

中央主務官庁が構築すべき第 2 項の遡及・追跡システムについて、食品業者は電子的方法で遡及・追跡システムの資料を申告するものとし、その電子的申告方法及び規格は中央主務官庁がこれを定める。

第 1 項で保存する書類の種類と期間及び第 2 項の遡及・追跡システムの構築、記録すべき事項、チェック及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 10 条

食品業者の工場設立登記は、工業主務官庁が主務官庁と共同で処理しなければならない。

食品工場の建物及び設備は、工場設立基準に符合しなければならない。その基準は、中央主務官庁が中央工業主務官庁と共同でこれを定める。

食品又は食品添加物の工場は、単独で設立しなければならない。工場と同じ住所及び室内で食品ではないものの製造、加工及び調合に従事してはならない。ただし、中央主務官庁による検査で、薬物優良製造準則に符合する薬品製造業が食品を兼業で製造する場合にはこの限りではない。

本法の 2014 年 11 月 18 日改正条文施行前に、前項の工場が単独で設立されたものでない場合、中央主務官庁は改正条文施行後 6 ヶ月以内に公告し、公告後 1 年以内に実施しなければならない。

第 11 条

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者には、衛生管理者を置かな

ければならない。

前項の衛生管理者の資格、訓練、職責及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 12 条

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者は、専門職又は技術証明書を有する食品、栄養、飲食等の専門人員を一定の比率置き、食品衛生安全管理事項を実施しなければならない。

前項の招聘すべき専門職又は技術証明書を有する人員の設置、職責、業務の執行及び管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 13 条

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者は、産品責任保険をかけなければならない。

前項の産品責任保険の保険金額及び契約内容は、中央主務官庁がこれを定める。

第 14 条

公共の飲食場所における衛生管理弁法は、直轄市、県（市）の主務官庁が、中央主務官庁の定める各種衛生基準又は法令に基づきこれを定める。

第四章 食品衛生管理

第 15 条

食品又は食品添加物に以下のいずれかの状況がある場合、製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入、輸出、贈答品とし又は公開陳列してはならない。

1. 変質又は腐敗している。
2. 成熟しておらず人体の健康に有害である。
3. 有毒である又は人体の健康に有害な物質又は異物を含んでいる。
4. 病原体に汚染された生物である、又は伝染病学の調査により食中毒の病原をもたらすと認定された。
5. 残留農薬又は動物用医薬品の含有量が安全許容量を超えている。
6. 原子塵又は放射能の汚染を受け、その含有量が安全許容量を超えている。
7. 偽造又は詐称されている。
8. 有効期限を過ぎている。
9. これまで国内において飲食に供されたことがなく且つ人体の健康に害のな

いことが証明されていない。

10. 中央主務官庁が許可していない添加物を添加している。

前項第 5 号、第 6 号の残留農薬又は動物用医薬品の安全許容量及び食品中の原子塵又は放射能汚染の安全許容量の基準は、中央主務官庁が関連機関と協議してこれを定める。

第 1 項第 3 号の人体の健康に有害な物質には、非感染地区であっても直近 10 年以内に BSE（牛海綿状脳症。通称「狂牛病」）又は vCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ症）の発症例が報告された国又は地域の牛の頭がい骨、脳、眼球、脊髄、ひき肉、内臓及びその他の関連製品が含まれる。

国内外の肉類及びその他関連製品は、中央主務官庁が国民の食習慣に基づきリスク評価を行い定めた安全許容基準に適合する場合を除き、ラクトパミンが検出されてはならない。

国内外で安全許容量のラクトパミン残留肉類を食用したことにより中毒が引き起こされた事例が発生した場合、直ちにラクトパミンを含有する肉類の輸入を停止しなければならない。国内で当該食中毒事例が確認された場合、政府は看護責任を負い、業者への損害賠償請求に協力しなければならない。

第 15-1 条

中央主務官庁は、食品使用に提供する原料について、その製造、加工、調合の方法又は条件、食用部位、使用量、製造できる製品の形態又はその他の事項を制限することができる。

前項の制限すべき原料品の項目及びその制限事項については、中央主務官庁がこれを公告する。

第 16 条

食品器具、食品容器又は包装、食品用洗剤に以下のいずれかの状況がある場合、製造、販売、輸入、輸出又は使用してはならない。

1. 有毒なもの。
2. 不良な化学作用を生じやすいもの。
3. 健康に危害を及ぼすに足るもの。
4. その他リスク評価により健康に危害を及ぼすに足るもの。

第 17 条

販売する食品、食品用洗剤及びその器具、容器又は包装は、衛生安全及び品質の基準に符合しなければならず、その基準は中央主務官庁がこれを定める。

第 18 条

食品添加物の品名、規格及びその使用範囲、限度量の基準は、中央主務官庁がこれを定める。

前項の基準の制定は、予期できる効果を達成できる最小量を制限とする必要があり、かつ、台湾人の食習慣に基づきリスク評価を行い、同時に規格基準の規定を遵守しなければならない。

第 18-1 条

食品業者が食品又は食品原料の製造において使用する加工助剤は、安全衛生及び品質の基準に符合しなければならず、その基準は中央主務官庁がこれを定める。

加工助剤の使用には、人体の健康を害する虞があってはならない。

第 19 条

第 15 条第 2 項及び前 2 条に規定された基準が制定される前に、中央主務官庁が突発的事件のために緊急対応の必要があり、十分な実験試料を取得することができない時、その暫定基準を定めることができる。

第 20 条

屠殺場内の家畜及び家禽の屠殺及び解体の衛生検査は、農業主務官庁が関連法規の規定により処理する。

運搬過程の屠殺体、内臓及び解体し切り分けた肉を食品業者へ提供した後の衛生検査は、衛生主務官庁がこれを行う。

食品業者が所有する屠殺体、内臓及びその他切り分けた肉の製造、加工、調合、包装、運搬、貯蔵、販売、輸入又は輸出についての衛生管理は、各レベルの主務官庁が本法の規定により処理する。

第 2 項の衛生検査の規範は、中央主務官庁が中央農業主務官庁と共同でこれを定める。

第 21 条

中央主務官庁が公告する食品、食品添加物、食品用洗剤、食品容器又は包装及び食品用洗浄剤は、その製造、加工、調合、改装、輸入又は輸出は、中央主務官庁が検査登記し並びに許可証を発行しなければ、これを行ってはならない。その登記事項に変更がある場合は、事前に中央主務官庁に審査を申請し許可を受けなければならない。

食品に含まれる遺伝子組み換え食品原料は、中央主務官庁が健康リスク評価

審査を行い、検査登記の許可証を発行したものでなければ食品原料として提供してはならない。

中央主務官庁が検査登記し許可証を発行した遺伝子組み換え食品原料について、その輸入業者は第9条第5項で定める弁法に基づき、遺伝子組み換え食品原料の供給元及びルートの遡及・追跡システムを構築しなければならない。

第1項及び第2項の許可証の有効期限は1年から5年とし、中央主務官庁がこれを定める。期間満了後も引き続き製造、加工、調合、改装、輸入又は輸出が必要な場合、期間満了前3ヵ月以内に中央主務官庁に許可の期間延長を申請しなければならない。ただし、1回の延長は5年を超えてはならない。

第1項及び第2項の許可の廃止、許可証の発行、書換え、再発行、延長、移転、取消し及び登記事項の変更等の管理事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第1項及び第2項の検査登記は、その他の機関に委託して行うことができる。その委託方法は、中央主務官庁がこれを定める。

本法の2014年1月28日改正前に、第2項の検査登記を終わらせていない遺伝子組み換え食品原料は、公布後2年以内に処理しなければならない。

第五章 食品表示及び広告管理

第22条

食品及び食品原料の容器又は包装には、次の事項を中国語及び通用符号を用いて明確に表示しなければならない。

1. 品名。
2. 内容物の名称：それが二種類以上の混合物の場合、その含有量の多いものから順に個別に表示しなければならない。
3. 重量、容量又は数量。
4. 食品添加物の名称：二種類以上の食品添加物を混合した場合、機能的命名により個別に添加物名称を明示しなければならない。
5. 製造業者又は台湾内の責任業者の名称、電話番号及び住所。台湾内で農産品生産認証を通過した場合、遡及できる出所を表示しなければならない。中央農業主務官庁が公告する生産システムがある場合、生産システムを表示しなければならない。
6. 原産地（国）。
7. 有効期限。
8. 栄養表示。
9. 遺伝子組み換えを含む食品原料。

10. その他中央主務官庁が公告した事項。

前項第 2 号の内容物の主成分は、それが占めるパーセンテージを明記しなければならない。その表示すべき産品、主成分項目、表示内容、方法及びこれらの産品の実施日については、中央主務官庁がこれを定める。

第 1 項第 8 号及び第 9 号の表示で遵守すべき事項については、中央主務官庁がこれを公告する。

第 1 項第 5 号で台湾内の責任業者名称のみ表示している場合、製造業者、受託製造会社又は輸入業者の名称、電話番号及び住所を管轄区の主務官庁へ通報しなければならない。主務官庁はその他の主務機関が共同で閲覧できるよう開放しなければならない。

第 23 条

食品が容器又は包装面積、材質或いはその他の特殊な要因で、前条規定の表示が明らかに困難である場合、中央主務官庁は一部の表示の免除、又はその他の表示方法を公告することができる。

第 24 条

食品添加物及びその原料の容器又は包装には、次の事項を中国語及び通用符号を用いて明確に表示しなければならない。

1. 品名。
2. 「食品添加物」又は「食品添加物を原料とする」の文字。
3. 食品添加物の名称：2 種類以上の混合物の場合、個別に明記しなければならない。その表示は、第 18 条第 1 項に定める品名又は中央主務官庁が公告した通用名称とする。
4. 重量、容量又は数量。
5. 製造業者又は台湾の責任業者の名称、電話番号及び住所。
6. 有効期限。
7. 使用範囲、用量基準及び使用制限。
8. 原産地（国）。
9. 遺伝子組み換え食品添加物を含む原料。
10. その他中央主務官庁が公告した事項。

食品添加物の原料は、前項第 3 号、第 7 号及び第 9 号の制限を受けない。前項第 3 号の食品添加物の香料成分及び第 9 号の表示の際遵守すべき事項は、中央主務官庁がこれを公告する。

第 1 項第 5 号で、台湾の責任業者の名称のみ表示している場合、製造業者、受託製造業者又は輸入業者の名称、電話番号及び住所を管轄区の主務官庁へ通

報しなければならない。主務官庁はその他の主務機関が共同で閲覧できるよう開放しなければならない。

第 25 条

中央主務官庁は、飲食を提供する場所に対し、その提供する特定食品について、中国語で原産地及びその他表示すべき事項を表示するよう要求することができる。特定のばら積み食品の販売に対し、その販売地点、方法につき、制限することができる又は中国語で品名、原産地（国）、含有する遺伝子組み換え食品原料、製造日或いは有効期限及びその他表示すべき事項を表示することを要求することができる。台湾の農産品生産検査を合格した場合、遡及できる出所を表示しなければならない。中央農業主務官庁が公告した生産システムがある場合、生産システムを表示しなければならない。

前項の特定食品の品目、表示すべき事項、方法及び範囲と特定ばら積み食品の品目、制限方法及び表示すべき事項については、中央主務官庁がこれを公告する。

第 1 項で表示すべき遡及できる出所又は生産システムの規定については、2015 年 1 月 20 日の改正公布後 6 ヶ月に施行する。

第 26 条

中央主務官庁が公告した食品器具、食品容器又は包装は、中国語及び通用記号で、以下に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

1. 品名。
2. 材質名称及び耐熱温度：二種類以上の材質を組み合わせた物の場合、個別に明記しなければならない。
3. 重量、容量又は数量。
4. 台湾の責任業者の名称、電話番号及び住所。
5. 原産地（国）。
6. 製造日：時効がある場合には、有効日又は有効期間を注記しなければならない。
7. 使用上の注意事項又は電子レンジ等その他の警告。
8. その他中央主務官庁が公告した事項。

第 27 条

食品用洗剤の容器又は包装は、中国語及び通用記号で、以下に掲げる事項を明確に表示しなければならない。

1. 品名。
2. 主要成分の化学名称：それが二種類以上の成分からなる場合、個別に明記し

なければならない。

3. 重量又は容量。
4. 台湾の責任業者の名称、電話番号及び住所。
5. 原産地（国）。
6. 製造日：時効がある場合には、有効日又は有効期間を注記しなければならない。
7. 適用対象又は用途。
8. 使用方法及び使用上の注意事項又は警告。
9. その他中央主務官庁が公告した事項。

第 28 条

食品、食品添加物、食品用洗剤及び中央主務官庁が公告した食品器具、食品容器又は包装の表示、宣伝及び広告について、不実、誇張又は誤解を生じやすい状況があってはならない。

食品には医療効果の表示、宣伝又は広告をしてはならない。

中央主務官庁は、特殊栄養食品、慢性疾患を引き起こしやすい又は児童及び特殊な需要がある者が長期的に食用するには適しない食品について、その販促又は広告を制限することができる。その食品の項目、販促又は広告の制限と掲載・放送の停止及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 1 項の不実、誇張又は誤解を生じやすい、と第 2 項の医療効果の認定基準、宣伝又は広告の内容、方法及びその他遵守すべき事項の準則は、中央主務官庁がこれを定める。

第 29 条

掲載・放送の委託を受けた出版・放送業者は、広告の日から 6 ヶ月間、広告の掲載・放送を委託した業者の氏名又は名称、身分証番号、会社、商号、法人又は団体の設立登記書類番号、住居所又は事務所、営業所及び電話等の資料を保存し、且つ主務官庁が提供するよう要求した場合、回避、妨害又は拒絶してはならない。

第六章 食品の輸入管理

第 30 条

中央主務官庁が公告した食品、遺伝子組み換え食品原料、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤を輸入する際には、税関専用の品目分類番号に基づき中央主務官庁へ検査申請し、その製品に関する情報を申告しなければならない。

前項規定の執行は、検査実績が優良な業者の場合、中央主務官庁は優待措置を採ることができる。

第 1 項の産品販売用ではない輸入で、且つその金額、数量が中央主務官庁の公告に符合する、又は中央主務官庁の特別プロジェクトとして許可された場合、検査申請を免除することができる。

第 31 条

前条の産品輸入の検査及び申告は、中央主務官庁が関連機関（機構）、法人又は団体に委任、委託して処理することができる。

第 32 条

主務官庁は食品衛生安全事件を追跡調査又は予防するため、必要に応じて食品業者、非食品業者又はその代理人に輸入産品に関する記録、文書及び電子ファイル又はデータベースを提供するよう要求することができ、食品業者、非食品業者又はその代理人は回避、妨害又は拒絶してはならない。

食品業者は前項の輸入産品、遺伝子組み換え食品原料に関する記録、文書及び電子ファイル又はデータベースを 5 年保存しなければならない。

前項の保存すべき資料、方法及び範囲は、中央主務官庁がこれを公告する。

第 33 条

輸入産品の性質又はその検査時間等の条件が特殊な場合、食品業者は検査機関に宣誓書を提出することで先行通関し、特定の地点で保管を申請することができる。検査機関が審査後、保証金を納付すべきと認定した場合、保証金の納付を命じた後、宣誓による先行通関が許可される。

前項の宣誓により先行通関された産品の保管地点は、食品業者又はその代理人が指定することができる。産品が輸入許可を取得する前は、移動、使用又は販売してはならない。

第 30 条、第 31 条及び本条第 1 項の輸入産品に関する検査、申告又は検査、申告の委託、優良業者の輸入検査と申告の優待措置、輸入産品の宣誓による先行通関の条件、納付すべき保証金の審査基準、保証金の徴収基準及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 34 条

中央主務官庁は、重大な食品衛生安全事件の発生に遭遇した場合、又は輸入産品が検査を経て不合格の状況が深刻な場合、関連業者、産地又は産品について、その検査申請を停止することができる。

第 35 条

中央主務官庁は、安全管理のリスクレベルが比較的高い食品について、その輸入前にシステムチェックを実施することができる。

前項のシステムチェックを実施する製品の範囲、手続及びその他関連事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

中央主務官庁は、出所管理のニーズ、又は個別の食品衛生安全事件に基づき、海外に人員を派遣し、当該輸入食品の衛生安全管理等の事項をチェックすることができる。

食品業者が輸入する食品添加物について、それが複合体に属する場合、原産国の製造業者又は責任業者が発行した産品成分報告及び輸出国の公的衛生証明書を添付し各レベルの主務官庁の検査に提出しなければならない。ただし、香料に属する場合にはこの限りではない。

第 36 条

海外の食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗淨剤が民衆の身体又は健康に危害をもたらす恐れがあり、中央主務官庁が公告した場合、旅客が携帯して入国する際に、産出国の衛生主務官庁が発行した衛生証明書を添付の上、申告しなければならない。民衆の身体又は健康に深刻な危害をもたらす場合、中央主務官庁は旅客による携帯入国の禁止を公告することができる。

前項の規定に違反する産品は、所有者が誰であってもこれを没取廃棄する。

第七章 食品検査

第 37 条

食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗淨剤の検査は、各レベルの主務官庁又は委任、委託して認可された関連機関（機構）、法人又は団体が処理する。

中央主務官庁は、前項の委任、委託を受けた関連機関（機構）、法人又は団体について、認証することができ、必要に応じて、その認証作業を関連機関（機構）、法人又は団体に委任、委託することができる。

第 2 項の検査に関する委託、検査機関（機構）、法人又は団体認証の条件と手続、認証作業委託の手続及びその他関連事項の管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 38 条

各レベルの主務官庁が実施する食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤の検査について、その検査方法は、食品検査方法諮問会の会議を経た上で、中央主務官庁がこれを定める。検査方法が定められていない場合、国際的な認可方法をとることができる。

第 39 条

食品業者は検査結果に異議がある場合、通知受領日から 15 日以内に、原抜き取り検査機関（機構）に再検査を申請することができ、再検査を受理した機関（機構）は 3 日以内に再検査をしなければならない。但し、検体が適切な方法で保存されていない場合、これを受理することはできない。

第 40 条

食品衛生検査情報を発表する際には、検査方法、検査部署及び結果判断の根拠を同時に公表しなければならない。

第八章 食品チェック及び管理

第 41 条

直轄市、県（市）の主務官庁は、食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤が本法の規定に符合するよう、以下に掲げた措置を実施することができ、業者は協力しなければならない、回避、妨害又は拒絶してはならない。

1. 製造、加工、調合、包装、運送、貯蔵、販売場所で実施する現場チェック及び抜き取り検査。
2. 前項のチェック又は抜き取り検査の際に、前項の場所の食品業者に原料又は産品の出所及び数量、作業、品質保証、販売対象、金額、その他証拠資料、証明又は記録を提供するよう要求することができ、それらを閲覧、押収或いは複製することができる。
3. チェック又は検査の結果、本法規定に合致しないと検証確定された食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤は、封印保存しなければならない。
4. 第 8 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 4 項、第 16 条についての違反、中央主務官庁が第 17 条、第 18 条又は第 19 条に定めた基準に違反する恐れがある場合、食品業者へ作業の一時停止及び販売停止、また、当該産品の封印保存を命じることができる。
5. 食中毒の疑いのある事件の通報を受けた場合、当該食品業者に対し、期限を

定めて改善する、又は関連する食品従業員を各級主務官庁が認可する機関（機構）へ派遣し、少なくとも4時間の食中毒予防衛生講習を受けることを命じることができる。調査期間は、作業の一時停止、販売停止及び消毒の実施、並びに当該製品の封印保存を命じることができる。

中央主務官庁は必要に応じて、前項規定の措置を講じることができる。

第42条

前条のチェック、検査と管理措置及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第42-1条

食品の安全衛生を保護し、業者の違法行為を有効的に阻止するため、警察機関は主務官庁へ協力し人員を派遣しなければならない。

第43条

主務官庁は、本法の規定に違反した食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装、食品用洗剤、表示、宣伝、広告又は食品業者の告発・差押えについて、情報提供者（告発者）の個人情報について秘密厳守すべきであるだけでなく、奨励を付与することもできる。公務員に漏洩の事情があった場合、法により刑事責任及び行政責任を追究しなければならない。

前項の主務官庁が受理する告発案件の管轄、処理期間、秘密保持、情報提供者（告発者）への奨励及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第1項の情報提供者（告発者）の個人情報の秘密保持は、訴訟手続においても同じとする。

第九章 罰則

第44条

以下に掲げた行為のいずれかに該当する場合、6万台湾元以上2億台湾元以下の過料に処す。事情が重大な場合は、一定期間の休業命令、営業停止又はその会社、商業若しくは工場の全て若しくは一部の登記事項又は食品業者の登録の廃止を命じることができる。登録が廃止された場合、1年以内に再度登録申請してはならない。

1. 第8条第1項又は第2項の規定に違反し、期限を定めて改正するよう命じられたにも関わらず、期限を過ぎても改正しない。

2. 第 15 条第 1 項、第 4 項又は第 16 条の規定に違反する。
3. 主務官庁が第 52 条第 2 項の規定により、回収、廃棄を命じたが遵守しない。
4. 中央主務官庁が第 54 条第 1 項により定めた製造、販売、輸入又は輸出を禁止する公告に違反する。

前項の過料の処罰基準は、中央主務官庁がこれを定める。

第 45 条

第 28 条第 1 項又は中央主務官庁が第 28 条第 3 項により定めた弁法に違反した場合、4 万台湾元以上 400 万台湾元以下の過料に処す。同条第 2 項の規定に違反した場合、60 万台湾元以上 500 万台湾元以下の過料に処す。違反を繰り返した場合、一定期間の休業命令、営業停止又はその会社、商業若しくは工場の全て若しくは一部の登記事項又は食品業者の登録の廃止を命じることができる。登録が廃止された場合、1 年以内に再度登録申請してはならない。

前項の広告規定に違反した食品業者は、掲載・放送を停止するまで回数に応じて処罰しなければならない。

第 28 条の広告に関する規定に違反し、事情が重大な場合、前 2 項の規定により処分されるだけでなく、主務官庁はそれを販売、供給又は陳列してはならないと命じなければならない。また、処罰書の送達日から起算して 30 日以内に、本来掲載・放送したものと同一紙面、同じ時間帯に、一定の回数の訂正広告を掲載・放送し、その内容は謝罪及び誤りを正す情報を明記しなければならない。

前項の規定に違反し、引き続き販売、供給、陳列し、又は訂正広告を掲載・放送しない場合、12 万台湾元以上 60 万台湾元以下の過料に処す。

第 46 条

放送業者が第 29 条の規定に違反した場合、6 万台湾元以上 30 万台湾元以下の過料に処し、回数に応じて処罰することができる。

直轄市、県（市）の主務官庁は、前条第 1 項の処罰する際に、放送業者及びその直轄市、県（市）の主務官庁又は目的事業主務官庁に通知しなければならない。放送業者は、当該通知を受領した翌日から直ちに掲載・放送を停止しなければならない。

放送事業者が、前項の規定により掲載・放送を停止せず、第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した、又は中央主務官庁が第 28 条第 3 項により定めた広告制限若しくは弁法の広告停止の規定に違反した場合、12 万台湾元以上 60 万台湾元以下の過料に処し、掲載・放送を停止するまで回数に応じて処罰しなければならない。

放送業者が第 2 項の規定による通知の後、尚も掲載・放送を停止しない場合、

直轄市、県（市）の主務官庁は、前項の規定により処罰するだけでなく、放送業者の直轄市、県（市）の主務官庁若しくはその目的事業主務官庁に関連法規により処理するよう通知する。

第 46-1 条

食品安全に関する噂又は不実の情報を流布し、公衆又は他人に損害を生じさせるに足る場合、3 年以下の有期懲役、拘留又は 100 万台湾元以下の罰金に処す。

第 47 条

以下に掲げた行為に該当する場合、3 万台湾元以上 300 万台湾元以下の過料に処す。事情が重大な場合は、一定期間の休業命令、営業停止又はその会社、商業若しくは工場の全て若しくは一部の登記事項又は食品業者の登録の廃止を命じることができる。登録が廃止された場合、1 年以内に再度登録申請してはならない。

1. 中央主務官庁が第 4 条によりなした公告に違反する。
2. 第 7 条第 5 項の規定に違反する。
3. 食品業者が第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定により登録、構築又は申告した資料が不実である、又は第 9 条第 3 項により発行した電子領収書が不実のもので食品の遡及又は追跡調査に影響する。
4. 第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定に違反する。
5. 中央主務官庁が第 13 条によりかける産品責任保険の規定に違反する。
6. 直轄市又は県（市）の主務官庁が、第 14 条により定めた管理弁法の公共の飲食場所での安全衛生に関する規定に違反する。
7. 中央主務官庁が第 18 条の 1 第 1 項により定めた基準の規定に違反し、期限を定めて改正するよう命じられたにも関わらず、期限までに改正しない。
8. 第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項又は第 2 項及び第 3 項により公告した事項、第 24 条第 1 項又は第 2 項により公告した事項、第 26 条又は第 27 条の規定に違反する。
9. 第 48 条第 9 号の規定に違反するだけでなく、中央主務官庁が第 18 条により定めた基準における食品添加物の規格及びその使用範囲、限度量の規定に違反する。
10. 中央主務官庁が第 25 条第 2 項により行った公告に違反する。
11. 本法で規定したチェック、検査、差押え又は封印保存を回避、妨害又は拒絶する。
12. 本法の規定により提供すべき資料について、提供を拒む又は提供した資料が

不実である。

13. 本法の規定により、作業の一時停止又は販売停止を命じられたにも関わらず遵守しない。
14. 第 30 条第 1 項の規定に違反し、輸入産品情報を申告していない、又は申告した情報が不実である。
15. 第 53 条の規定に違反する。

第 48 条

以下に掲げた行為に該当する場合、期限を定めて改正するよう命じられ、期限を過ぎても改正しない場合には、3 万台湾元以上 300 万台湾元以下の過料に処す。事情が重大な場合は、一定期間の休業命令、営業停止又はその会社、商業若しくは工場の全て若しくは一部の登記事項又は食品業者の登録の廃止を命じることができる。登録が廃止された場合、1 年以内に再度登録申請してはならない。

1. 第 7 条第 1 項の規定に違反し、食品安全監視計画を定めておらず、第 2 項又は第 3 項に規定されている実験室を設置していない。
2. 第 8 条第 3 項の規定に違反し、登録していない又は第 8 条第 5 項の規定に違反し、検証を取得していない。
3. 第 9 条第 1 項の規定に違反し、書類を保存していない又は保存が規定の期限に達していない。
4. 第 9 条第 2 項の規定に違反し、遡及又は追跡システムを構築していない。
5. 第 9 条第 3 項の規定に違反し、電子領収書を発行しておらず食品の遡及又は追跡をすることができない。
6. 第 9 条第 4 項の規定に違反し、電子的申告をしていない又は中央主務官庁が定めた方法及び規格に基づき申告していない。
7. 第 10 条第 3 項の規定に違反する。
8. 中央主務官庁が第 17 条又は第 19 条により定めた基準の規定に違反する。
9. 食品業者が販売する産品が、中央主務官庁が第 18 条により定めた食品添加物の規格及びその使用範囲、限度量の規定に違反する。
10. 第 22 条第 4 項又は第 24 条第 3 項の規定に違反し、管轄区の主務官庁へ通報していない。
11. 第 35 条第 4 項の規定に違反し、産品の成分報告及び輸出国の公的衛生証明書を提出していない。
12. 中央主務官庁が第 15 条の 1 第 2 項により公告した制限事項に違反する。

第 48-1 条

以下の状況の一つに該当する場合、中央主務官庁が 3 万台湾元以上 300 万台

湾元以下の過料に処す。事情が重大な場合は、その委託又は認証を一時停止、終了、又は廃止させることができる。委託が終了され又は認証が廃止された場合、1年以内に委託を受けること又は認証の登録再申請をしてはならない。

1. 本法により委託された食品業者の衛生安全管理検証が、第8条第6項により定められた管理規定に違反する。
2. 本法により認証された検証機関、法人又は団体が、第37条第3項により定められた認証管理規定に違反する。
3. 本法により委託された検査機関（機構）、法人又は団体による認証が、第37条第3項により定められた委託認証管理規定に違反する。

第49条

第15条第1項第3号、第7号、第10号又は第16条第1号の行為がある場合、7年以下の有期懲役に処し、8千万台湾元以下の罰金を併科することができる。事情が軽微な場合は、5年以下の有期懲役、拘留に処し又は800万台湾元以下の罰金を科する又は併科できる。

第44条から前条の行為があり、事情が重大で、人体の健康を害する虞があるに足る場合、7年以下の有期懲役に処し、8千万台湾元以下の罰金を併科することができる。人体の健康に危害を及ぼした場合、1年以上7年以下の有期懲役に処し、1億台湾元以下の罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、人を死に至らしめた場合、無期懲役又は7年以上の有期懲役に処し、2億台湾元以下の罰金を併科することができ、重傷の場合、3年以上10年以下の有期懲役に処し、1億5千万台湾元以下の罰金を併科することができる。

過失により第1項、第2項の罪を犯した場合、2年以下の有期懲役、拘留又は600万台湾元以下の罰金に処す。

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他従業員が、業務執行により第1項から第3項の罪を犯した場合、その行為者を処罰するだけでなく、当該法人又は自然人に対し各項の10倍以下の罰金を科す。

罰金を科す際には、刑法第58条の規定を斟酌しなければならない。

第49-1条

本法を犯した罪について、その犯罪の所得と追徴の範囲及び価格の認定が明らかに困難である場合、これを見積りして認定することができる。その見積の弁法は、行政院がこれを定める。

第49-2条

中央主務官庁が類別及び規模を公告した食品業者が、第 15 条第 1 項、第 4 項又は第 16 条の規定に違反し、又は第 44 条から第 48 条の 1 の行為があり人体の健康に危害を及ぼした場合、その所得した財産又はその他の利益について、没取又は追徴しなければならない。

主務官庁は、処分を受けた者が前項の処分を回避するためその財物又は財産上の利益を第三者に移転したと認める相当の理由がある場合、当該第三者が移転により受けた財物又は財産上の利益を没取又は追徴することができる。全て又は一部が没取することができない場合、その価格を追徴又はその財産をもってこれを補償しなければならない。

前 2 項の財物又は財産上の利益の没取又は追徴、その価格の追徴又は財産の補償を保全するために、主務官庁は担保を供せずとも法により勾留又は行政裁判所に仮差押え又は仮処分を請求することができる。

主務官庁が本条により没取又は追徴する違法所得財物、財産上の利益、追徴価格又は財産補償の見積算出弁法は、行政院がこれを定める。

第 50 条

雇用主は被雇用者が主務官庁又は司法機関へ本法に違反する行為を通報する行為、訴訟手続の証人となること、又は本法に違反する行為への関与を拒んだとして解雇、異動又はその他不利な処分をしてはならない。

雇用主又は雇用主を代表して管理権を行使する者が、前項の規定における解雇、左遷又は減給を行った場合、無効とする。

雇用主以外の者が、かつて本法の規定に違反し、かつ、刑事責任を負うべき行為に参与したことがあり、主務官庁又は司法機関に通報したことで、雇用主の本法違反行為が暴かれた場合、その刑は減輕又は免除となる。

第 51 条

以下に掲げる情況の一つに該当する場合、主務官庁は以下の処分とすることができる。

1. 第 47 条第 14 号規定の情況がある場合、食品業者又はその代理人が第 30 条第 1 項の規定に基づき行う検査申請の受理を一時停止することができる。産品がすでに通関した場合、規定違反の情況に応じて食品業者に回収、廃棄又は返送を命じることができる。
2. 第 30 条第 3 項の規定に違反し、輸入検査を免除した産品を販売した場合、その検査免除の申請を 1 年停止することができる。
3. 第 33 条第 2 項の規定に違反し、産品の輸入許可を取得する前に、勝手に移動、使用又は販売した場合、又は宣誓による通関で申告した保管の地点と実

際の場合が符合しない場合、収取した保証金を没収し、1年以内は当該食品業者が宣誓による通関で申告した保管の申請の受理を一時停止する。無断で販売した場合、販売価格の1から20倍の過料に処することができる。

第52条

食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤について、第41条の規定によりチェック又は検査した場合、当地の直轄市、県（市）の主務官庁はチェック又は検査の結果に応じ以下の処分を行う。

1. 第15条第1項、第4項又は第16条に掲げる各号の状況の一つに該当する場合、没取のうえ廃棄しなければならない。
2. 中央主務官庁が第17条、第18条により定めた基準に符合しない、又は第21条第1項及び第2項の規定に違反する場合、その产品及びそれを原料とする産品は、没取のうえ廃棄しなければならない。但し、消毒又は適切な安全措置を採り、尚も食用、使用に供することができ、又は国民の健康に影響を及ぼすことがない場合、期限を設けて消毒、再製又は適切な安全措置を実施するよう通知しなければならない。期限が過ぎても遵守しなかった場合、これを没取のうえ廃棄する。
3. 表示が第22条第1項、若しくは第2項及び第3項による公告事項、第24条第1項又は第2項による公告事項、第26条、第27条又は第28条第1項の規定に違反する場合、期間を定めて回収・改正を通知しなければならない。改正される前は引き続き販売してはならない。期限を過ぎても遵守しない、又は第28条第2項の規定に違反する場合、これを没取のうえ廃棄する。
4. 第41条第1項の規定により作業の一時停止及び販売停止を命じられ封印保存された産品について、調査を経て前三号の状況がない場合、原処分を取消し、開封しなければならない。

前項の第1号から第3号で没取すべき産品について、まずは製造、販売又は輸入者に直ちに使用又は食用の停止を公告し、回収、廃棄を命じなければならない。必要に応じて、当地の直轄市、県（市）の主務官庁が代わりに回収、廃棄し、必要な費用を収取することができる。

前項の回収、廃棄すべき産品について、その回収、廃棄の処理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第1項第1号又は第2号の産品を製造、加工、調合、包装、運搬、販売、輸入、輸出する食品業者について、当地の直轄市、県（市）の主務官庁が、その商号、住所、責任者の氏名、商品名称及び違法の状況を公告する。

第1項の輸入産品が通関検査で規定に符合しない場合、中央主務官庁はその輸入を管制しなければならない。また、第1項各号、第2項及び前項の処分とす

ることができる。

第 53 条

直轄市、県（市）の主務官庁は、前条第 1 項の規定により、期限を定めて製品の回収・廃棄又はその他必要な措置を命じた後、食品業者は定められた期限により処理の過程、結果及び改善情况等の資料を直轄市、県（市）の主務官庁に報告しなければならない。

第 54 条

食品、食品添加物、食品器具、食品容器又は包装及び食品用洗剤に第 52 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の状況がある場合、第 52 条の規定により処理するだけでなく、中央主務官庁はその製造、販売、輸入又は輸出の禁止を公告することができる。

前項の公告で禁止された製品が、中央主務官庁により検査登記され許可証発行されたものである場合、その許可も併せて廃止することができる。

第 55 条

本法で定める処罰は、別途規定がある場合を除き、直轄市、県（市）の主務官庁がこれを行い、必要に応じて中央主務官庁がこれを行うことができる。但し、会社、商業又は工場の全て或いは一部の登記事項の廃止については、直轄市、県（市）の主務官庁による営業停止処分の確定後、工業、商業主務官庁又はその目的事業主務官庁に移行されこれを行う。

第 55-1 条

本法により行われる行政罰について、その行為回数の認定基準は、中央主務官庁がこれを定める。

第 56 条

食品業者が第 15 条第 1 項第 3 号、第 7 号、第 10 号又は第 16 条第 1 号の規定に違反し、消費者に損害を生じさせた場合、賠償責任を負わなければならない。但し、その損害が製造、加工、調合、包装、運搬、販売、輸入、輸出により引き起こされたものではない、又は損害発生の防止においてすでに相当の注意をしたものであると食品業者が証明できれば、この限りではない。

消費者は財産上の損害でなくても、相当の金額の損害賠償を請求することができ、消費者保護法第 47 条から第 55 条の規定を準用して消費訴訟を提起することができる。

消費者がその実際の損害額を証明することが難しい又はできない場合、裁判所に損害の状況により請求することができ、1人1事件あたり500台湾元以上30万台湾元以下で計算することができる。

直轄市、県（市）の政府が同一原因の事件を受理し、20人以上の消費者が損害を受けたと訴えた場合、消費者に協力し消費者保護法第50条の規定により処理しなければならない。

消費者保護団体からの委任を受け消費者保護法第49条第1項の訴訟を代理する弁護士は、当該訴訟で請求できる報酬について、消費者保護法第49条第2項後段の規定は適用しない。

第56-1条

中央主務官庁は食品安全事件の消費者の權益を保護するため、食品安全保護基金を設立することができ、また、その他機関（機構）、法人又は団体に処理を委託することができる。

前項の基金の出所は以下のとおりとする：

1. 本法に違反した過料から一部拠出。
2. 本法により処され納付された罰金、及び本法の規定に違反し没収又は追徴された現金又は販売収入。
3. 本法又は行政罰の法規により没取、追加納付、追徴又は補償された不当利益部分から拠出。
4. 基金の利息収入。
5. 寄付収入。
6. 予算手続に従った助成。
7. その他関連収入。

前項第1号及び第3号の出所は、その処分発効日が2013年6月21日以降のものに適用する。

第1項の基金の用途は以下のとおり：

1. 消費者保護団体が食品衛生安全事件のため消費者保護法の規定に基づき、消費訴訟を提起する際の弁護士報酬及び訴訟関連費用の補助。
2. 公告された特定の食品衛生安全事件における人体の健康へのリスク評価に関する費用の補助。
3. 被雇用者が雇用主の本法違反の行為を告発したことで、雇用主から解雇、移動又はその他不利な処分を受け、提出した原状回復、給与の給付及び損害賠償訴訟の弁護士報酬及び訴訟関連費用の補助。
4. 第43条第2項により定められた弁法の奨金の補助。
5. その他食品安全の促進に関する費用への補助。

中央主務官庁は、学者・専門家、消費者保護団体、社会一般の良識人からなる基金運用管理監督チームを設置し、補助業務を監督しなければならない。

第4項の基金の補助対象、申請資格、審査手続、補助基準、補助の廃止、前項の基金運用管理監督チームの組織、運用及びその他遵守すべき事項の弁法は、中央主務官庁はこれを定める。

第十章 附則

第57条

本法の食品器具、食品容器に関する規定は、児童が直接口内に入れる玩具に準用する。

第58条

中央主務官庁は、本法により食品業者の審査、検査及び許可証発行の申請を受理する場合、審査費、検査費及び証書費を徴収しなければならない。その金額は、中央主務官庁がこれを定める。

第59条

本法の施行細則は、中央主務官庁がこれを定める。

第60条

本法の第30条の申告制度と第33条の保証金収取規定、及び第22条第1項第5号、第26条、第27条については、公布後1年に施行し、それ以外は公布日から施行する。

第22条第1項第4号は2014年6月19日から施行する。

本法の2014年1月28日改正条文第21条第3項は、公布後1年に施行する。

本法の2014年11月18日改正条文は、第22条第1項第5号の遡及できる出所又は生産システムを表示しなければならない規定を除き、公布の6ヵ月後に施行する。第7条第3項の食品業者は実験室を設置しなければならない規定、第22条第4項、第24条第1項の食品添加物の原料で表示すべき事項の規定、第24条第3項及び第35条第4項の規定は、公布後1年に施行する以外は、公布日より施行する。